

# 遊水地の平常時利用(イメージ)

## ■遊水地の平常時利用イメージ



※出典:近畿 道の駅(大和路へぐり)  
[https://www.kkr.mlit.go.jp/road/michi\\_no\\_eki/contents/nara/yamatojiheguri.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/road/michi_no_eki/contents/nara/yamatojiheguri.html)

物販、情報発信等(川の駅等)



野球グラウンド



多目的イベント



ローラースポーツ場

# 佐保川改修(大和郡山市長安寺地区)



- 【整備内容(R4.12月末)】
- ・長安寺井堰の撤去 : 完了
  - ・護岸整備(低水護岸) : 完了
  - ・護岸整備(高水護岸) : 残り30m(30m工事中) / 全長約260m
  - ・河道掘削 : 完了

# 大和川流域水害対策計画

(計画策定者) 近畿地方整備局長、奈良県知事、大和川特定都市河川流域25市町村長

- (計画の目標)
- ・流域全体では、昭和57年8月降雨に対し、大和川・佐保川の堤防決壊による壊滅的な被害の解消、一部支川氾濫や内水による浸水が想定される区域においても住民の安全確保
  - ・重点地区では、概ね100年に1回の確率で発生しうる規模の降雨に対し、内水による浸水被害を解消
  - ・想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、人命を守り、経済被害の軽減に取り組む

(計画の期間) 概ね20年

## ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

<河川区域における対策>

○河川整備 第4章 P32～35

河道改修や遊水地等の整備



○既存ダムの洪水調節機能強化 第13章 P54

既存ダム(初瀬ダム、天理ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム)における事前放流の実施

<集水域における対策>

○下水道整備 第6章 P37、第9章 P43

- ・雨水管渠整備、既設ポンプ施設の維持・更新
- ・内水ポンプ施設の運転操作ルール策定



○流域対策 第7章 P38～41

- ・既存ため池の放流口の改修や事前放流によりため池の水位を下げ雨水を一時的に貯留させる等、ため池の治水利用を推進
- ・水田の排水口に調整板を設置し、排水量を調整する水田貯留を推進
- ・浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、『奈良県平成緊急内水対策事業』による雨水貯留施設等の整備を推進
- ・民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備も見込んだ今後5年間の目標対策量を新たに上乘せし、対策を一層推進



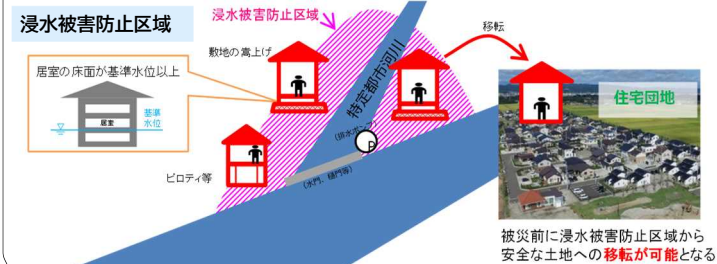
## ② 被害対象を減少させるための対策

○貯留機能保全区域の指定 第11章 P46～47

- ・都市浸水想定区域や条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して大和郡山市や川西町、田原本町などで区域の指定を検討

○浸水被害防止区域の指定 第11章 P48～49

- ・都市浸水想定区域及び水害リスクマップ、『市街化編入抑制区域』等を考慮した上で区域の指定を検討
- ・先行して川西町、田原本町などで区域の指定を検討



## ③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

第12章 P50～53

- ・減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- ・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
- ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施
- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の徹底

## 特定都市河川流域図



【基本的な考え方】 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの考えを踏まえる

# 被害対象を減少させるための対策

## ■流域治水施策集(目的とそれぞれの役割)水害対策編【国土交通省・農林水産省】

### #12 貯留機能保全区域

**目的**

貯留機能の保全（浸水の許容）

**根拠法令・計画等**

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

**支援**

予算・税制

固定資産税等の特例措置  
※新たな支援制度

技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）

**施策の内容**

概要

- 貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- 貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- 都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。

貯留機能保全区域のイメージ

**施策推進のポイント**

- 貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望まれます。
- 住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望まれます。

区域指定と併せて実施する二線堤の築造等

### #13 浸水被害防止区域

**目的**

新たな居住に対し、立地を規制する  
居住者の人命を守る

**根拠法令・計画等**

特定都市河川浸水被害対策法  
流域水害対策計画

**支援**

技術的支援

- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）
- 浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（発行予定）
- 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

**施策の内容**

概要

- 浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
- ※ 建築・社会福祉施設・ホテル・自営オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R44～)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
- <厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考) 災害レッドゾーン

- 浸水被害防止区域(R3.11施行)
- 災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4～)
- ※ 都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

**施策推進のポイント**

- 浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や高上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- 水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方に示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用に当たって参考とすることができます。

浸水被害防止区域における安全対策 (特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
- 一住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
- 一住宅・要配慮者施設に避難行為について、
- 一居室の床面の高さが基準水位以上
- 一洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(高上げ等)を支援 (災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加 <R4年度予算より>

被災前に安全な土地への移転を推進 (防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加
- 最も移転戸数を10戸→5戸に緩和(かけ地近接等危険住宅移転事業)
- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等追加 <R4年度予算より>

# 特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

## ○特定都市河川浸水被害対策推進事業の拡充(個別補助事業)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減への協力を促すため、地方公共団体による同区域内に侵入した水の貯留後の早期排水を目的とした排水施設の整備を補助対象に追加。

## ○総合水系環境整備事業・統合河川環境整備事業の拡充(直轄事業・社会資本整備総合交付金)

貯留機能保全区域内の土地所有者の負担軽減において、河川と連続した生物の生息・生育・繁殖環境の再生・創出のため、河川管理者による耕作放棄地や用水路における土砂掘削等の環境改善が可能となるよう、総合水系環境整備事業と統合河川環境整備事業を拡充。

